

在宅避難について

柏市防災研究会

松清智洋

多様化する避難形態と避難生活

災害発生

自宅が倒壊・倒壊はしていないが当分住めない・余震が怖い
移動できない・避難所では生活できない

指定避難所
(学校・近隣センター等)

指定外避難所
(集会所・事業所等)

自宅
(在宅避難)

親族・知人宅
(分散避難)

災害発生直後～2、3日

多少の食料備蓄があっても
すぐに尽きる。持ち寄る

互いに水や食料を持ち寄る

備蓄した水や食料、あるもので過ごす

災害発生してから2、3日以降

プライバシー無し

周囲への気遣い

不衛生

避難所を出たら支援が減る？

食料・生活物資が手に入りづらい

情報が得にくい

避難所にもらいに行っても断られる？

公的支援が後回しになる？

公的な食料・生活物資の支援、被災者支援関連情報

避難所の比較

指定 避難所	メリット	法的な位置づけが明確 避難者が集約されているので支援を受けやすい 様々な情報を早く得やすい
	デメリット	温度・湿度・衛生管理が難しい プライバシーの確保が難しい 避難者にとってストレスが大きい 感染症対策が難しい 学校施設の早期復旧との兼ね合いでハード面の充実が難しい
指定外 避難所	メリット	場所によってはプライバシーを確保できる 個別避難よりは支援を受けやすい
	デメリット	場所によって条件が大きく異なる 公的支援やささまざまな最新情報を指定避難所に比べると得にくい
在宅避難 分散避難	メリット	プライバシーを確保できる、トラブルや犯罪被害にあう可能性が少ない 住み慣れた家で避難生活を送ることができ、他に比べストレスが小さい
	デメリット	被災した家屋の安全性の評価が難しい 公的支援やささまざまな最新情報を得にくい
その他 (車中泊)	メリット	プライバシー空間を確保できる 感染症対策上は有効
	デメリット	エコノミークラス症候群等による生命の危険 公的支援のための全体像の把握が困難 水やトイレの確保、車中泊の場所の確保 公的支援やささまざまな最新情報を得にくい

災害時の情報

必要とされている情報

公的な支援制度、物資・食事の配布、道路状況、公共交通機関の運行状況、近隣店舗の営業状況、公共施設の利用可否、災害ボランティアの依頼方法、民間団体の支援の情報、トラブル・犯罪の注意喚起 など

情報を得る手段

行政文書、行政機関のHP、市報、自治体によるメール配信サービス、防災無線、コミュニティFM、自治会の掲示板、回覧板、チラシ配布、SNS、口コミ など

建築基準法と住宅の耐震性能

<p>1950年 旧建築基準 耐震性はほとんどない</p>	<p>1950年5月 建築基準法施行 ・建物を建てる時に守るべき最低限の基準 ・1970年一部改正</p>	<p>1952年 十勝沖地震 1964年 新潟地震 1978年 宮城県沖地震</p>
<p>1981年 新建築基準の住宅 現行基準に沿った耐震対策が求められる</p>	<p>1981年6月 建築基準法施行令改正 耐震基準を設定 ・鉄筋コンクリート基礎の義務付け ・耐力壁の仕様変更 ・耐震基準数値の見直し ・2階、3階建て家屋の壁量の見直し</p>	<p>1983年 日本海中部地震 1993年 北海道南西沖地震 1994年 北海道東方沖地震 1995年 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)</p>
<p>2000年 現行基準の住宅 熊本地震のような想定外の災害への対策が必要</p>	<p>2000年6月 建築基準法施行令改正 木造住宅において耐震基準を設定 ・地耐力に合わせた基礎の仕様見直し ・柱頭、柱脚、筋交い接合部の接合方法の規定 ・耐力壁のバランス配置</p>	<p>2000年 鳥取県西部地震 2001年 芸予地震 2003年 十勝沖地震 2004年 新潟県中越地震 2005年 福岡県西方沖地震 2007年 新潟県中越沖地震 2008年 岩手・宮城内陸地震 2008年 岩手県沿岸北部地震 2011年 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 2016年 熊本地震</p>

強

在宅避難の備え

- 在宅避難の前提は「建物が倒壊しないこと」
- 家具の転倒防止策等はしっかりすること
- 電気、ガス、上下水道が使えない前提で備える

在宅避難に必要なもの

水（1人1日3リットル）、食料、簡易トイレ、ランタン等照明、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、軍手、ゴム手袋、丈夫なゴミ袋（ガラ袋）、ガムテープ、自家発電機、バッテリー、その他（避難時持ち出し品と同じ）



災害用トイレ処理セットの例